

# TOYOTA

## 2012 SL 中日本カートミーティングシリーズ 特別規則書付則

本レースシリーズは FIA 国際スポーツ法典と国際カート規則、並びにそれに準拠した JAF 国内競技規則及び、国内カート競技規則とその付則、本大会規則書に従って開催される。

### 第 1 章 大会開催に関する事項

#### 1) 大会名称

TOYOTA 2012 SL 中日本カートミーティングシリーズ

#### 2) 開催日

第 1 戦/第 2 戦 1 月 29 日(日)

第 3 戦/第 4 戦 4 月 15 日(日)

第 5 戦/第 6 戦 6 月 3 日(日)

第 7 戦/第 8 戦 7 月 22 日(日)

第 9 戦/第 10 戦 9 月 16 日(日)

第 11 戦/第 12 戦 10 月 28 日(日)

第 13 戦/第 14 戦 12 月 19 日(日)

#### 3) 開催場所

カートランド三重

三重県津市一身田上津部田 1718-1

TEL/FAX 059-231-7961

#### 4) 主催者

ハラダカートクラブ

〒513-0825 三重県鈴鹿市住吉町 7265-86

TEL 059-375-6856 FAX 059-375-6834

#### 5) 大会組織委員及び審査委員長

公式通知にて示す

#### 6) 大会競技委員

公式通知にて示す

#### 7) 大会事務局

a 事務局所在地 主催者の所在地

b 当日の事務局所在地 開催場所の所在地

## 8) 競技の種目・内容と格式

### a 種目

スプリントレース

### b 内容

YAMAHA カデット  
YAMAHA カデットオープン  
YAMAHA ジュニア  
YAMAHA エキスパート  
SS チャレンジカップ  
YAMAHA-SS オープン  
PRD-Avanti

### c 格式

クローズド

## 第2章 競技会参加に関する事項

### 1) エントリーの資格

- A) 全クラスにおいて、2012年 SL メンバーズブック所持者で、2012年有効な SL または JAF ライセンス所持者。
- B) 下記の条項にあたるドライバーは SS チャレンジカップにエントリーすることができません。
  - ① 過去5年間に於いて全日本選手権・地方選手権に出場経験がある。
  - ② 過去3年間に於いて RMC・J-RMC・ROK・CellOPEN・X30 など上級クラスにおいてランキング10位以内に入った者。または各地 SL シリーズでランキング5位以内に入った者。
  - ③ 2011年 SL 中日本シリーズ YAMAHA-SS エキスパートクラスで5ポイント以上獲得したもの。
  - ④ 2011年 SL 中日本シリーズ YAMAHA ジュニアクラスでランキング3位以内に入った者。
  - ⑤ ショップ・チーム・インポーター関係者。(学生は除く)
  - ⑥ その他、主催者が出場を認めない場合がある。
- C) 2012年 SS チャレンジカップで3戦以上出場し、チャンピオンを獲得したドライバーは2013年 SS チャレンジカップに出場することができない。

### 2) エントリーの受付

- A) 受付期間…大会開催1ヶ月前より3日前(レースウィークの木曜日)までに所定の用紙に必要事項を記入し、エントリーフィーとともに持参、または郵送すること。
- B) 受付場所…第1章 3)または4)に記載する、主催者または事務局所在地。

### 3) エントリーフィーおよび保険料

- A) YAMAHA カデット、YAMAHA カデット、YAMAHA ジュニア、YAMAHA エキスパート、YAMAHA-SS オープン、PRD-Avanti … 11,000円(保険料含む)
- B) SS チャレンジカップ … 8,000円(保険料含む)
- C) ピットクルーは1名につき1,000円とする。1名のドライバーにピットクルーは2名登録することができる。

### 第3章 車両規定

- 1) 別紙に記載。
- 2) 別紙に記載されない項目については、2012年SLカートレース車両規則に準ずる。

### 第4章 競技に関する事項

#### 1) 公式練習

「カート競技会運営に関する規則」第23条および第24条に基づき公式練習を行う。ただし、ダミーグリッドからスタートし、コースインするまでに停止した場合も公式練習に参加したと認められる。

#### 2) タイムトライアル

- A) すべてのドライバーは、予選レースのグリッドポジションを決定するタイムトライアルに参加しなければならない。タイムトライアルに参加しない場合はレースを放棄したものとみなされる。
- B) タイムトライアルに際しては、各カートは1ラップのウォーミングアップに続いて1ラップの計測ラップを行う。計測を2ラップ、またはその他の方法で行う場合は公式通知にて当日の公式練習前までに示される。
- C) タイムトライアルの順番はゼッケン順とし、なおかつ順番に遅れた場合はノータイムとする。
- D) 同タイムの場合は先にタイムトライアルを行ったドライバーを優先する。
- E) 一度コースイン(押しがけを含む)した者は、自力を除き再トライすることができない。危険排除のためオフィシャルが強制的にカートを撤去する場合がある。それについての抗議は認められない。

#### 3) レース方式と順位決定の方法

- A) 各クラスの参加台数により、レース方式を当日公示する。
- B) 原則として予選ヒート1回、決勝ヒート2回行う。
- C) エントリーがコースの出場定員(26台)を超えた場合、原則としてタイムトライアルの結果に基づいて2つのグループに分けられ、それぞれ予選ヒートを1回行い、この成績により上位13名が決勝ヒートに進むことができる。14位以下のグループによるディビジョン2の決勝レースを行う場合がある。その場合は公式通知にて示される。

#### 4) 予選ヒート

##### A) 予選の方法

- ① 原則的に1回の予選ヒートが行われる。
- ② エントリー台数により、上記方法に基づき行われる。
- ③ グリッドポジションはタイムトライアルの成績による。

##### B) 予選のグループ分けと出場者数の決定

グループ分けが行われる場合、タイムトライアルの成績に基づいてオーガナイザーがこれを行う。これに関する抗議は認められない。

5) 決勝ヒート

- A) 原則的に 2 回の決勝ヒートを行う。
- B) 予選を通過したドライバーのみで行われる。
- C) スタートグリッドポジションは 2 回の決勝ヒートとも、予選ヒートの成績による。
- D) ランキングポイント(表 B)はそれぞれのレースで決定した順位に基づき、それぞれで与えられる。
- E) 最終順位(章典)は 2 回の決勝ヒートの総合(表 A)にて決定される。総合した結果、ポイントが同じだった場合はタイムトライアルで上位だったドライバーを優先する。

6) その他競技に関する一般事項

- A) スタートはローリングスタートとする。スタートの際は「競技会運営に関する規則」第 18 条を適用する。
  - ① ローリング中、各ドライバーは主催者が定める区間での追い越し、及び割り込みは禁止され、これを違反したドライバーにはペナルティが課せられる。
  - ② スタートライン 25m 手前に引かれたイエローラインを超えるまでは一定のスピードを維持し、加速してはならない。
  - ③ ローリング中はコースをショートカットすることはできない。ローリング中に送れた場合、自分のポジションに戻る際、必ずローリング隊列の後方から戻らなければならない。ローリング隊列の先頭を待って自分のポジションに戻る行為は一切禁止される。
  - ④ ローリング中、ポールまたはセカンドのカー트가停止、または遅れてもローリングは続行される。その際はローリング隊列の先頭にいるドライバーにペースを保つ義務が生じる。
  - ⑤ ローリングに大きく遅れた場合、周回遅れとなった場合、ピットインをした場合、または競技長から白地に赤のクロス旗を提示されたドライバーは、ローリング隊列の最後尾に着かなくてはならない。
  - ⑥ ローリング中、コース上で停止してしまった場合、全車両が通過するまで再スタートを試みてはならない。再スタート後は、隊列の最後尾につき自分のグリッドポジションに戻ってはならない。
  - ⑦ スタート後、先頭のカー트가 1 周するまでにスタートラインを超えないドライバーはそのヒートに出走することができない。
  - ⑧ ローリング中のピットロード出口は、隊列が追い越し禁止区間に入ろうとするところで閉鎖される。ローリングが続行された場合、全車両が通過後開放される。スタートされた際のピットスタートは認められない。
- B) レース中、コースアウトに対するペナルティは競技長の判断による。
- C) レース中(ローリング中を含む)コース上(グラベルエリアを含む)にて停止後、ドライバー自身によりコースオフィシャルが、再スタートができないと判断した場合、コースオフィシャルの手によって安全な場所にカー트를移動する場合がある。その際、当該のドライバーは再スタートすることができない。
- D) レース中(ローリング中を含む)ピットインした場合、ピットロードを徐行し、必ずピットストップしエンジンを停止させなければならない。これに違反した場合はペナルティを科す。また、ピットロードのオーバースピードもペナルティの対象となり、これに対する抗議は一切認められない。

- E) レース中、イエローフラッグが出されている場合、ドライバーは後方のカートに、片手を挙げてそのことを合図しなければならない。その合図を怠った場合、後方のドライバーによる、イエローフラッグ無視の追い越しがあってもペナルティを科さない場合がある。
- F) 走路審判員が反則、または妨害行為とみなした場合、ペナルティを科す。その行為が 2 回以上に及ぶときは失格とする。
- G) レース順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。
  - チェッカーを受けた完走者  
⇒規定周回数の 1/2 以上を完走し、チェッカーを受けた者。
  - チェッカーを受けない完走者  
⇒規定周回数の 1/2 以上を走行したが、チェッカーを受けなかった者。
  - 不完走者  
⇒チェッカーにかかわらず規定周回数の 1/2 以上を走行していない者。
  - 同一周回数の場合は、その周回を先にコントロールラインを通過し完了した者を優先する。

7) ウェイトハンデ制は導入されない。

8) 車両保管、および車両検査

- A) レース終了後、車両検査を行う。対象のカート、検査方法は車検長の判断による。
- B) 対象とされたカートは、車両保管の開始から解除までの間の作業、整備は禁止される。
- C) 対象とされたカートのドライバー、ピットクルーまたはエントラントは車検長の指示により、指定の箇所の分解、組立を行う。
- D) 車両保管解除は車検長の指示により場内放送または口頭にて行われる。

## 第 5 章 ピット、パドックに関する事項

- 1) パドックは指定された場所がある場合は、その場所を使用しなければならない。
- 2) ピットロードにおける作業は、そのドライバーと登録されたピットクルー、エントラントのみとする。
- 3) ピット、パドックにおける火気の使用を禁止する。ガソリンの携行缶は 20 リットル以内の金属製のものに限定される。
- 4) ピット、パドック内でのストーブ、バーナーなどの火気の使用を禁止する。

## 第 6 章 抗議に関する事項

- 1) 競技に関する抗議は、当該ヒートの暫定結果発表後 30 分以内とする。
- 2) 車両に関する抗議は、自己のカートの車両検査終了後 15 分以内とする。
- 3) 抗議を行う場合は、抗議料 ¥20,300 と書面を添えて、競技長に提出しなければならない。

## 第7章 広告に関する事項

- 1) 広告をナンバープレートに表示することは認められない。
- 2) オーガナイザーは次のものに関し、抹消する権利を有する。ドライバーはこれを拒否することはできない。
  - 公序良欲に反するもの
  - 政治・宗教に関するもの
  - 本大会スポンサーと競合するもの

表 A 章典に関するポイント			
1 位	0	14 位	14
2 位	2	15 位	15
3 位	3	16 位	16
4 位	4	17 位	17
5 位	5	18 位	18
6 位	6	19 位	19
7 位	7	20 位	20
8 位	8	21 位	21
9 位	9	22 位	22
10 位	10	23 位	23
11 位	11	24 位	24
12 位	12	25 位	25
13 位	13	26 位	26

表 B ランキングポイント	
1 位	20
2 位	15
3 位	12
4 位	10
5 位	8
6 位	6
7 位	4
8 位	3
9 位	2
10 位	1

### 補足

- 2回の決勝ヒート終了後、その結果に応じたポイントが表 A を参照に各ドライバーに与えられる。そのポイントの合計の少ない順に表彰が行われる。
- 表 A を参照したポイントの合計が同じだった場合は、タイムトライアルで上位成績だった者を優先する。
- 不出走者、失格者に対するポイントペナルティは行われない。
- 表 B のランキングポイントは 2 回の決勝ヒートそれぞれにフルポイントが与えられる。
- 出場台数に関するポイントの減算・削除は行われない。
- 第 5 戦(9 月 18 日)終了後、ランキングはヤマハへ報告される。ランキング上位のドライバーは 11 月 6 日行われる SL 全国大会への出場が優先される。
- 全戦ポイントが集計される。

## ヤマハイイベント保障制度

### (1) 死亡・後遺症傷害補償金 500 万円

大会参加中に傷害等を被り、その直後の結果として、事故の日から 180 日以内に死亡した場合に支払われる。また、後遺障害については、事故の日から 180 日以内に後遺障害(身体に残された、将来においても回復できない機能の重大な損害、または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害等が治った後のもの)が生じた場合、500 万円にその程度に応じた場合を乗じた額が支払われる。

《後遺症の一例》

• 両目が失明したとき	100%
• 両耳の聴力を全く失ったとき	80%
• 1 腕または 1 脚を失ったとき	60%
• 1 手の拇指を指関節以上で失ったとき	20%
• 1 足の第 1 足指を趾間接以上で失ったとき	10%

### (2) 入院保証金・傷害手術補償金

大会参加中に傷害等を被り、その直後の結果として、平常の業務に従事すること、または平常の生活ができなくなり、かつ入院した場合に 1 日あたり 4500 円が支払われる。ただし、事故の日から、その日を含めて 180 日を限度とする。

また入院補償制度が支払われる場合に、事故の日から 180 日以内に病院、または診療所において、入院補償金を支払うべき傷害の治療を目的として手術を行った場合、入院保証金日額に手術の内容に応じた倍率を乗じた額が傷害手術補償金として支払われる。ただし、1 回の事故に基づく傷害について、1 回の手術に限る。

### (3) 通院補償金

大会参加中に傷害を被り、その直後の結果として平常の業務に従事すること、または平常の生活に支障が生じ、かつ通院した場合は 1 日あたり 3000 円支払われる。ただし、事故の日から、その日を含めて 180 日以内の 90 日を限度とする。

### (4) 各種補償金請求についての必要書類

① 補償金請求書	各補償金共通
② 傷害状況報告書	各補償金共通
③ 後遺障害もしくは障害の程度、 または手術の内容を証明する医師の診断書	後遺障害補償金・傷害手術補償金
④ 入院日数または通院日数を記載した、 病院または診療所の証明種類	入院・通院補償金
⑤ 死亡診断書および戸籍謄本	死亡補償金